

議案第20号

三田市の組織及びその事務管理に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

三田市の組織及びその事務管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり  
定める。

平成26年2月21日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市の組織及びその事務管理に関する条例の一部を改正する条例

三田市の組織及びその事務管理に関する条例（平成16年三田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条企画財政部の項第2号中「市民ニーズを適切に受け止め、市政に反映する仕組みづくり」を「市の魅力の内外への発信」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条総務部の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 透明で公正な市政運営のための情報公開及び広聴の充実

第3条総務部の項に次の1号を加える。

(7) 公正で競争性の高い契約の執行と工事の品質確保

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。